

市立札幌病院
中期経営計画の一部改定

市立札幌病院 中期経営計画の一部改定について

1 計画の一部改定にあたって

(1) 一部改定の背景

市立札幌病院では、医療の質のさらなる向上と将来に向けた経営の改善を両立させ、市民のために高度急性期病院の役割である「最後のとりで」として地域の医療機関を支えるという使命を果たすため、令和元年度(2019年度)から6年間の「市立札幌病院中期経営計画(以下『現経営計画』という。)」を策定し、この計画に基づく取組を進めてきました。

このような中、令和4年(2022年)3月に、国から「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(以下、『経営強化ガイドライン』という。)」が示され、地方公共団体に対し、この経営強化ガイドラインに対応した「公立病院経営強化プラン」を令和5年度(2023年度)までに策定して、公立病院の経営強化に取り組むよう要請されているところです。

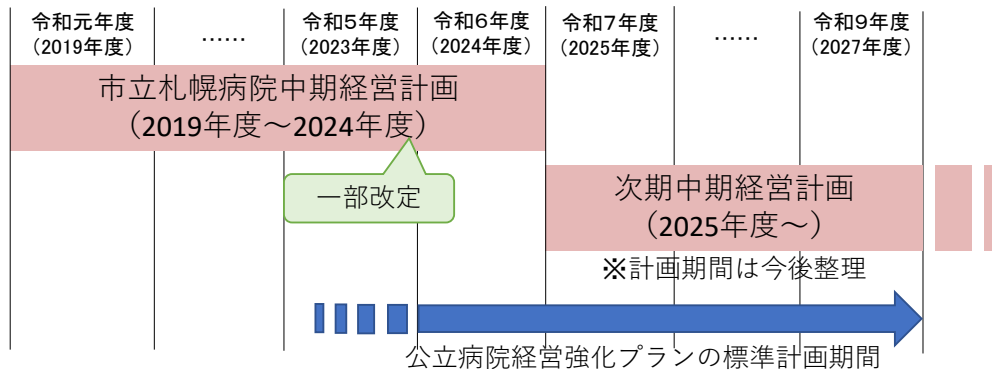
(2) 市立札幌病院における「公立病院経営強化プラン」の策定方針

現経営計画では、経営強化ガイドラインで求められている事項のほとんどを記載していますが、計画策定後の法令改正や新興感染症への対応に係る取組など、計画策定時点では想定できなかった事項については、記載のない状況となっています。

そこで、これらの事項を現経営計画に追記する一部改定を行い、この改定後の経営計画を「公立病院経営強化プラン」と位置付けることにより、国からの要請に対応することといたします。

なお、現経営計画の計画期間は令和6年度(2024年度)までとなっていることから、令和7年度(2025年度)以降の次期経営計画についても、「経営強化ガイドライン」を踏まえながら、今後策定作業を進めてまいります。

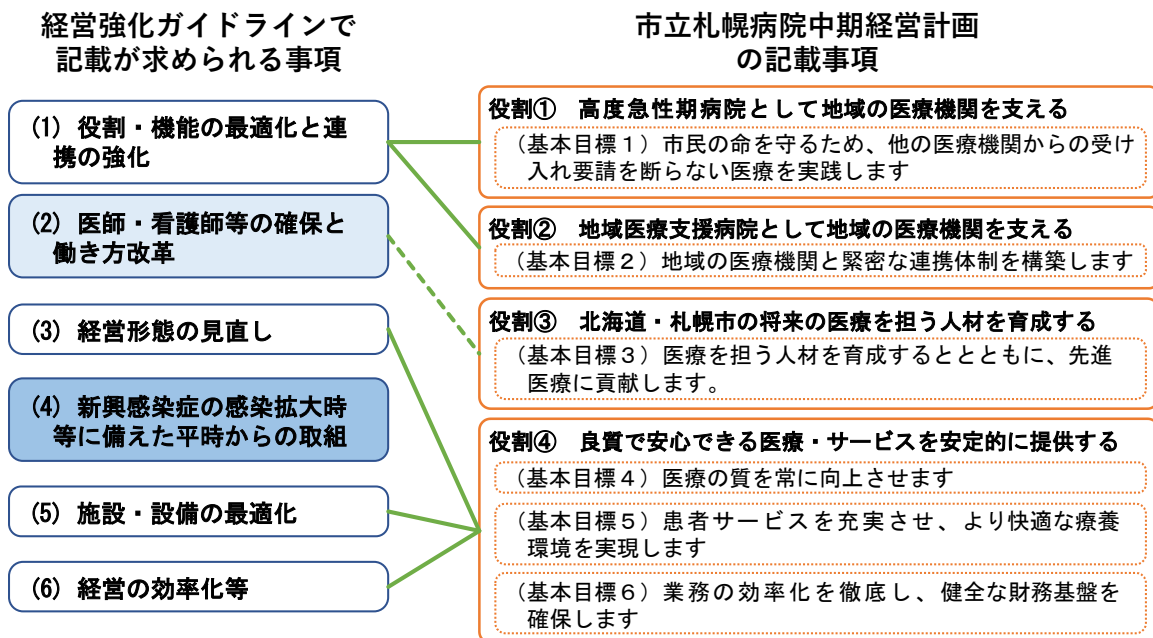
(図1 中期経営計画と公立病院経営強化プランとの対応関係)



2 現経営計画に記載を追加する事項

経営強化ガイドラインで記載が求められている事項のうち、現経営計画に追加すべき事項は、「医師の働き方改革への対応」と、この度の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組」の2項目となるため、この度の一部改定において追加します。

(図2 経営強化ガイドラインで記載が求められる事項と現経営計画の記載事項)



※ (1)のうち、医師の働き方改革への対応については、中期経営計画に記載なし

※ (4)の新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組については、中期経営計画に記載なし

3 医師の働き方改革への対応

<現状と課題>

市立札幌病院が、高度急性期病院かつ地域医療支援病院としての役割・機能を果たし続けるためには、令和6年（2024年）4月から時間外労働の上限規制が開始される医師の働き方改革に、適切に対応していくことが必要です。

<改善の方向性>

市立札幌病院で勤務する医師全員の時間外労働が年間960時間未満となるよう、医師の時間外労働の縮減に必要な取組を計画的に進めます。

<取組事項>

(1) 医師の業務量把握及び時間外・休日労働縮減に向けた取組 レベルアップ

令和4年度（2022年度）までに、「自己研鑽」時間の明確化や、出退勤システムの導入などによる、医師の勤務実態の適切な把握に努めるとともに、診療科部長のヒアリングや、院内会議等において医師への周知を繰り返すなど、時間外・休日労働の縮減に取り組んでまいりました。しかしながら、令和4年度末時点においても、時間外・休日労働が年間960時間以上の医師がいる状況です。

そこで、医師の労働時間の短縮に向けて、業務範囲・業務分担の見直しや、他職種へのタスク・シフト／シェアのさらなる推進に向けた取組を強化してまいります。

※タスクシフト／タスクシェア：管理者・医師の意識改革、医療従事者の合意形成のもとで、業務の移管や共同化を行うこと。

(2) 医師の健康確保に向けた取組 レベルアップ

医師の健康確保に努めるべく、勤務間インターバルの確保や、長時間勤務医師に対する面接指導等の追加的健康確保措置などを行ってまいります。

4 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

<現状と課題>

市立札幌病院は、北海道で唯一の第一種・第二種両方の指定を受けている感染症指定医療機関として、その役割を果たしてきました。

新型コロナウイルス感染症への対応においては、令和2年（2020年）1月27日に道内1人目の感染症患者を受け入れてから、令和5年（2023年）5月8日に感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に変更されるまでの3年以上にわたり、約2,500人の感染症患者の入院治療を行いました。

発生初期には、感染症病棟や救命救急センターの一部で患者の受入を行いましたが、その後市内の感染症患者が急増したため、感染症病棟以外の病棟を転用して感染症患者の治療を行ってきました。

また、感染拡大期には、病院内にウイルスが入り込むリスクが高まることから、病院内での感染管理を一層強化しながら患者の治療にあたる必要がありますが、施設の狭あい化、感染管理の観点での換気機能の不足及び個室の不足など、施設・設備面での課題が顕在化したところです。

<改善の方向性>

第一種・第二種感染症指定医療機関の指定を受けている、高度急性期病院・地域医療支援病院として、札幌市や北海道の医療政策担当部局と連携しながら、感染の流行状況に応じた段階的な病床確保や、感染拡大時を想定した専門人材の確保・育成、日常からの院内感染対策の強化など、新興感染症の発生・まん延時に備えるための平時からの取組を進めます。

また、新興感染症の発生・まん延時でも、市民のための「最後のとりで」としての使命を果たせるよう、計画的な施設・設備の改善に向けた検討を進めます。

<取組事項>

(1) 新興感染症患者の受入体制の整備 レベルアップ

第一種・第二種感染症指定医療機関として、新興感染症患者の発生時には、迅速に感染症患者を受け入れられる体制を強化します。

そこで、感染症のまん延時において、市内・道内の患者が重症度に応じた適切な医療を受けられるよう、札幌市や北海道との連携を強化し、市内・道内の医療提供体制の中で求められる役割を担います。

(2) 感染症専門人材の確保・育成 レベルアップ

感染症専門医の確保・育成や、感染管理認定看護師の育成などを、計画的に進めます。

また、病院内で働く職員を対象とした感染管理に関する研修を適時に実施するとともに、感染管理の観点からの病院内の巡回・指導等を行うなど、病院内での感染管理の強化に向けた取組を進めます。

(3) 地域における感染対策の向上 レベルアップ

市立札幌病院の医師や看護師が地域の医療機関や介護老人福祉施設等に赴いて、病院や施設内の感染対策に関する支援を行います。さらに、保健所や医師会と連携して他の医療機関との定期的な会議・訓練など、地域の感染対策の向上につながる取組を充実させます。

(4) 施設・設備の整備に係る検討 新規

新興感染症の発生・まん延時においても、感染症患者の治療と高度急性期医療の両方を安定的に提供できるよう、計画的な施設・設備の改善に向けた検討を進めます。